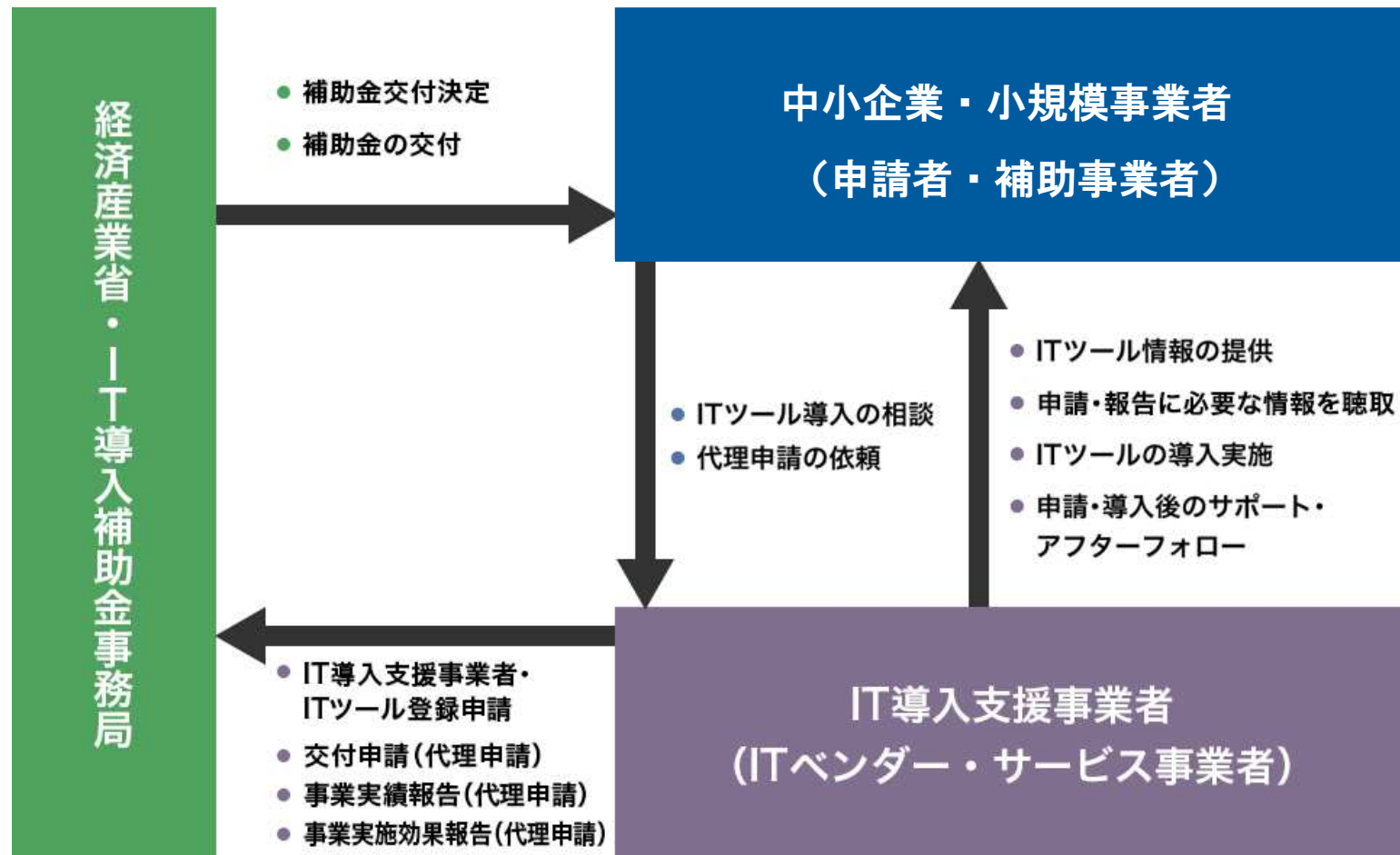


IT導入補助金説明会

中小企業・小規模事業者様

一般社団法人 サービスデザイン推進協議会
サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局

この補助金では以下の3者間でのやり取りがあります



第2次公募の交付申請期間は
2018年 6月20日 ~ 8月3日まで

IT導入補助金は、補助率1/2
最大50万円~15万円交付されます。

補助率と上限・下限

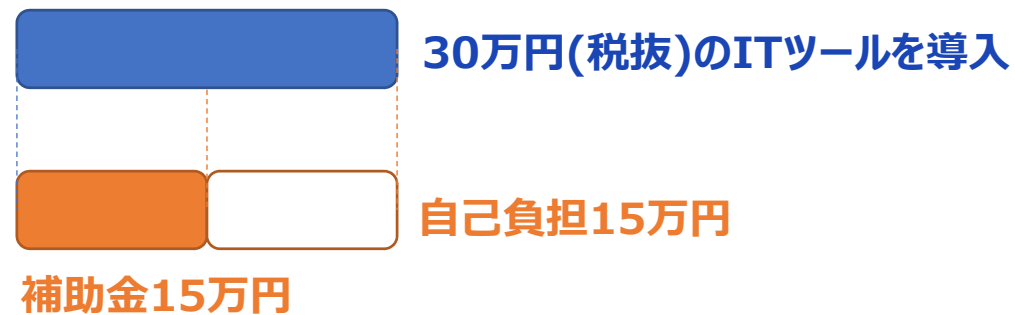
補助率は1/2



上限額は50万円



下限額は15万円



申請者の要件

足腰の強い経済を構築するため、
生産性の向上に資するITツールを導入する事業を実施する、
日本国内で事業を行う

『中小企業・小規模事業者等(法人または個人)』であり、
法人の場合『みなし大企業』でないこと。

本事業を実施することにより、3年後の生産性の伸び率が、
1%以上、4年後：1.5%以上、5年後：2%以上となる
計画を立てられること。

(経営診断ツールを用いて生産性を計測、目標策定を行う)

スケジュール（予定）

| | 一次公募 | 二次公募 | 三次公募 |
|----------|--|---|--|
| 2018年 4月 | 交付申請期間 2018年4月～5月 2018年5月 2018年6月 2018年7月 2018年8月 2018年9月 2018年10月 2018年11月 2018年12月 2019年1月 | | |
| 5月 | | | |
| 6月 | | 交付決定日 2018/6/20 | |
| 7月 | 事業実施期間 2018/6/20～2018/8/3 事業完了を報告する期間 2018/8/3～2018/8/20頃 | 交付申請期間 2018/8/3～2018/8/20頃 | |
| 8月 | | 交付決定日 2018/8/中旬 2018/8/20頃 | |
| 9月 | | 事業実施期間 2018/8/20頃～2018/10/初旬 事業完了を報告する期間 2018/10/初旬～2018/10/中旬 | 交付申請期間 2018/10/初旬～2018/10/中旬 |
| 10月 | | | 交付決定日 2018/10/中旬 |
| 11月 | | 2018/11/中旬 | 事業実施期間 2018/11/中旬～2019/1/中旬 事業完了を報告する期間 2019/1/中旬～2019/1/下旬 |
| 12月 | | | |
| 2019年 1月 | | | 2019/1/中旬 |

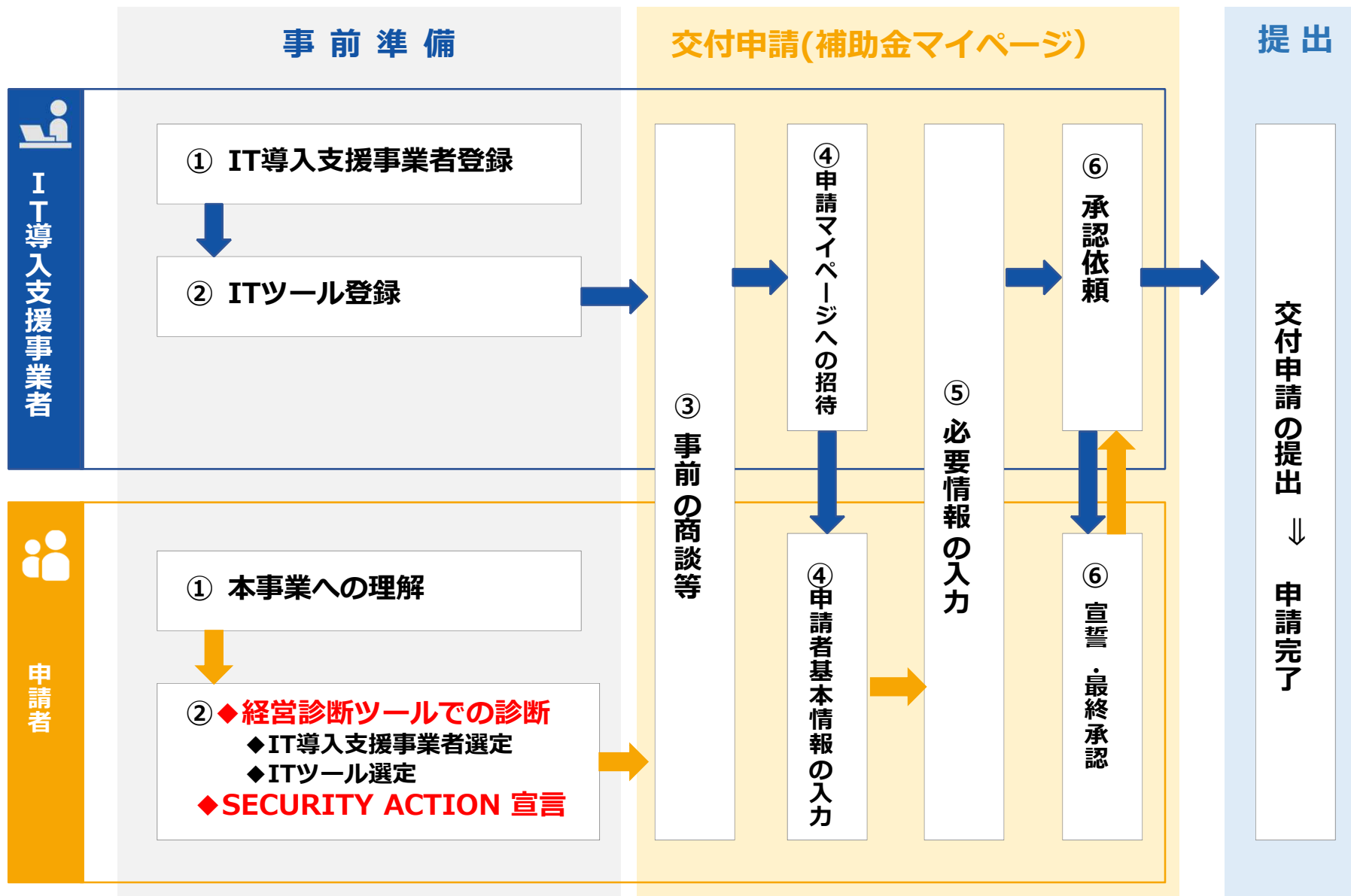
交付決定日以降、約3か月間で事業(契約・導入・支払)を終了させ、実績報告を事務局へ提出できるスケジュール設定が重要です。

交付申請について

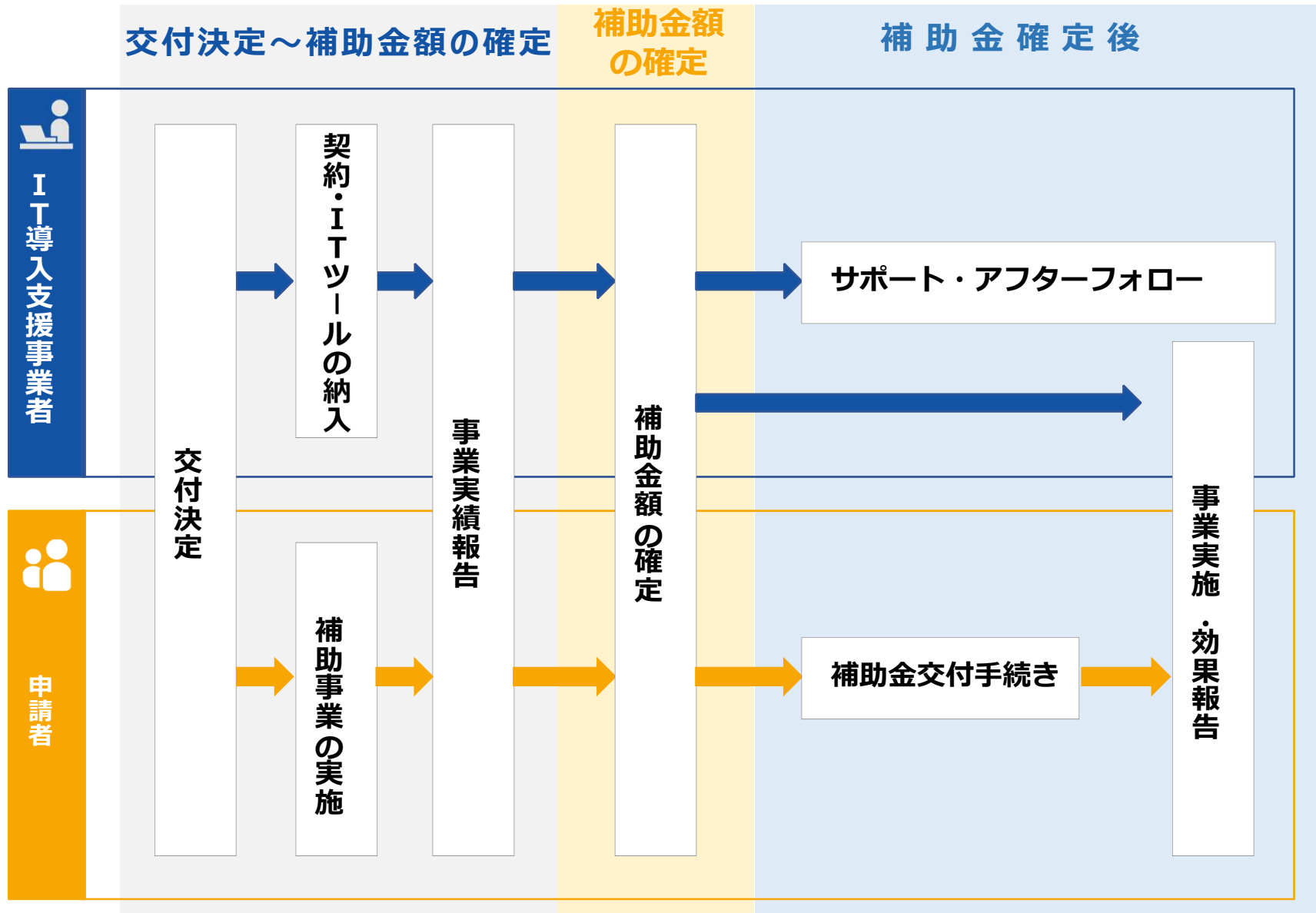
補助金交付申請のポイント

- 補助事業者には**申請マイページ**を開設していただきます。
- 交付申請時(および実績報告時)に様式の提出は不要となります。
- 申請情報のやり取りは、
マイページ ⇔ IT事業者ポータル ⇔ 事務局での
オンラインでのやり取りのみ。
- 事業計画の作成は、『**経営診断ツール**』を活用していただきます。
- ITツールの組み合わせは、交付申請時に行います。

補助金交付申請の流れ



補助金交付決定後の流れ



注意事項①

- 補助事業者には申請マイページを開設していただきます。マイページを開設する際に用いる申請者の**担当者情報(氏名・メールアドレス・電話番号等)**は必ず**申請者本人(補助事業者の担当者)**が**所有・管理**し、(IT導入支援事業者を含む)第三者が代理で取り扱うことの無いものを利用してください。第三者による『なりすまし』等の疑いがある場合、補助金の交付(申請)を取り消し、事務局のHP等で事業者名(IT導入支援事業者名も)を公表する場合があります。
- 交付申請時(および実績報告時)に様式(紙書類)の提出は不要となります。従来の『様式への押印』は**申請マイページでの『確認・承認』**アクションによって代えられておりますため、第三者による申請マイページへのログインがあった場合、申請者本人(担当者)による『確認・承認』がなされなかったとみなされ、上記同様に交付(申請)の取り消し、公表を行う場合があります。

注意事項②

- 個人事業主からの交付申請では、以下の書類の添付が必須です。

- **公的身分証明書**

- ⇒氏名、居住地住所、生年月日(すべて印字されたもの)の記載が必要です。

- ⇒運転免許証、住民票の添付を推奨します。

- ⇒士業の方の場合、『資格証』では身分証明書として認められません。

- (現住所の記載がないため)

- **事業实在証明書**

- ⇒税務署に提出する、開業届(受領印のあるもの)を推奨します。

- ⇒開業届は税務署で手続きを行うことで、再発行ができます。

- ⇒医院の場合、保健所に提出する開設届を推奨します。

- ⇒士業の方の場合、『資格証』が事業实在証明書として認められます。

注意事項③

- SECURITY ACTION登録番号の**取り違え、入力ミス**が大変多く発生しております。
この番号がIPA(独立行政法人 情報処理推進機構)での登録情報と一致しない場合、交付申請が受理されず、**申請不採択**となってしまいます。
- 昨年度実施の当補助金事業で補助金を交付された事業者が今年度の補助金の申請を行う際、ITツールの**機能の重複**には十分ご注意ください。
昨年度の申請実績に関しましては、申請者本人より状況を伺い、ツール機能のご確認をお願いいたします。
昨年度、HP制作を実施された場合、そのHPの機能によらず、本年度の事業では**HP制作ツールを選択することはできません。**
十分ご注意ください。